

火災予防条例第61条の2に基づく自動通報等の承認に係る審査基準
(事業所火災直接通報)

審 査 基 準

- 1 消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第17条の規定により、又は当該規定に準じて自動火災報知設備が防火対象物に設置され、及び維持されていること。
 - (1) 法第17条の規定により設置しなければならない防火対象物については、次に掲げる規定並びに法第17条の3の2及び法第17条の3の3の規定に基づき適正に設置され、及び維持されていること。
 - ア 消防法施行令（昭和36年政令第37号）第21条の規定
 - イ 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号）第3条の規定
 - ウ 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条の規定
 - エ 複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成22年総務省令第7号）第3条の規定
 - (2) 法第17条の規定により設置しなければならない防火対象物以外の防火対象物については、(1)に準じて設置され、及び維持されていること。
- 2 1により設置された自動火災報知設備には、次に掲げるいずれかの措置により非火災報の防止対策が講じられていること。
 - (1) 蓄積式の中継器又は受信機
 - (2) 二信号式の受信機
 - (3) 蓄積付加装置
 - (4) 感知器の適材適所
- 3 告示第4条に規定する場所に通報するために使用する機器等は、法第17条の規定により、又は当該規定に準じて設置される消防機関へ通報する火災報知設備のうち、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第25条第2項第1号に規定する火災通報装置で、同条第3項第1号の規定に適合するもの（以下「火災通報装置」という。）とし、かつ、次に掲げるところにより設置及び維持管理が適正になされていること。
 - (1) 法第17条の規定により設置しなければならない防火対象物については、法第17条、法第17条の3の2及び法第17条の3の3の規定に基づき適正に設置され、及び維持されていること。
 - (2) 法第17条の規定により設置しなければならない防火対象物以外の防火対象物に

については、(1)に準じて設置され、及び維持されていること。

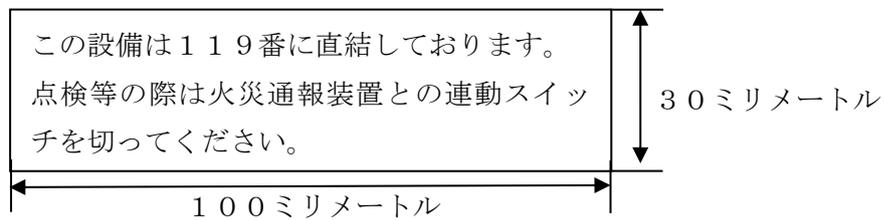
(3) 火災通報装置の通報メッセージは、東京消防庁火災予防規程事務処理要綱（平成3年8月1日予予第778号予防部長依命通達）に基づく予防事務審査・検査基準（以下「審査・検査基準」という。）に準じて作成されていること。

(4) 自動火災報知設備と火災通報装置との接続等は、次によること。

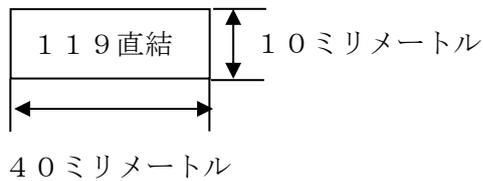
ア 自動火災報知設備と火災通報装置の接続は、審査・検査基準に準じて接続されていること。ただし、自動火災報知設備の非火災報防止対策は、2によること。

イ 自動火災報知設備の受信機及び発信機の前面には、誤操作を防止するための注意書きが次の例により貼付されていること。

(ア) 受信機に貼付するものの例



(イ) 発信機に貼付するものの例



ウ 無線移報用装置は、次によること。

(ア) 無線設備は、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第49条の17に規定する小電力セキュリティシステムの無線局の無線設備であること。

(イ) 受信感度（無線式感知器から3メートル離れた位置から発信される信号を受信できる最低の電界強度をいう。）の値が、設計値以下であること。

(ウ) 電源に電池を用いるものは、次によること。

a 電池の交換が容易にできること。

b 電池の電圧が有効に作動できる電圧の下限値となったことを、72時間以上点滅表示等により自動的に表示し、又は72時間以上音響により伝達することができること。

(エ) 通電状態において、火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第17号）第10条第4項第3号に規定する電磁波を照射したとき、火災信号を発信せず、かつ、機能に異常を生じないものであること。

- (オ) 次の表示がされていること。
 - a 「無線移報用装置」という文字
 - b 電源に電池を用いるものについては、電池の種類及び電圧
 - c 受信可能な感知器又は受信機の型式番号
- (5) 自動火災報知設備と火災通報装置との連動に係る試験及び最終試験通報は、法第17条の3の2の規定に準じて行うこと。
- (6) 自動火災報知設備と火災通報装置との連動に係る点検は、法第17条の3の3の基準に準じて行うこと。
- 4 3により設置された火災通報装置は、自動火災報知設備の作動と連動して送信される信号により、告示第4条に規定する場所への通報を自動的に行うこと。
最終試験通報時に、通報の第1順位が東京消防庁であることを確認すること。
- 5 防火対象物が無人のときには、火災通報装置は、4の通報後、当該防火対象物の関係者が受信できる場所への通報を自動的に行うこと。
 - (1) 無人とは、自動火災報知設備の直接的及び実質的な監視が行われていない状態をいうものであること。
 - (2) 無人となる時間帯がある場合は、申請書により通報の第2順位以降が定められていることを確認すること。